

子育ての悩みを  
「ご相談ください」

# 日野町子育て・ 教育相談センター

日野町では、平成15年度、16年度に「特別支援教育推進体制モデル事業」の指定を受けて以来、幼稚園・小学校・中学校において、いろいろな取り組みを進めてきました。

今年4月からは、「日野町子育て・教育相談センター」を開設しました。これは、発達障害だけでなく、いじめ、不登校、虐待、子育て不安など、様々な問題について、より専門的な支援をするためのものです。

臨床心理士などの専門家が、カウンセリング（心理療法）や相談に応じます。子育ての不安や悩みなどがありますら、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。また、心理検査や発達検査、学習会なども実施しています。

## 対象

町内在住の中学生以下の子どもとその保護者の方



## 相談日

月曜日から金曜日  
午前9時から午後5時まで  
(祝日、年末年始は除く)

## 申し込み方法

町内の中学校、小学校・幼稚園に申込書があります。必要事項を記入の上、各校・園に提出してください。日程調整を行い、面接日時を各校・園に連絡します。

※学校教育法が一部改正され、今までの特殊教育や障害児教育が特別支援教育に変わりました。また、盲学校・ろう学校・養護学校は、特別支援学校に、障害児学級は特別支援学級に変わりました。これは、名称が変わっただけでなく、様々な発達障害に対応し、一人ひとりに合った教育を進めようとするものです。

## ◆問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育課  
☎65664 有線5954

## ★児童手当受給者の皆さんへ

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的としています。

平成19年4月分から3歳未満の児童手当支給額が増額されました。支給額（月額）は次のとおりです。

- 3歳未満 一律：1万円
- ※改正前は第1子・第2子は5千円

- 3歳以上
- 第1子：5千円
- 第2子：5千円
- 第3子以降：1万円

## ★現況届は6月29日までに

児童手当現況届は、現在の児童の養育状況を確認し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するものです。

現況届の提出期間は、6月1日（金）から29日（金）までとなります。現況届の用紙は、5月末に受給者の皆さんへ発送しております。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、すみやかに手続きをしてください。

## ◆提出・問い合わせ先

福祉課 福祉担当  
☎6573 有線7772

# みんなの スポーツ広場春

昨年の秋に開催し、好評だった「みんなのスポーツ広場」の内容を一部変更し、再び開催します。運動したくてもする機会や場所、仲間がいなくて…と思っておられる皆さん、この機会にたくさんの仲間と一緒に、さわやかな汗を流してみませんか。

- 《とき》5月31日(木)から6月28日(木)までの毎週木曜日  
午後7:30から午後9:30まで
- 《ところ》大谷公園体育館
- 《内容》スポレック・卓球・ビーチボール・キンボール・スポーツチャンバラなど、どの種目も自由に参加できます。
- 《参加費》ひとり1回100円 ※申し込みは不要
- 《持ち物》運動できる服装、シューズ、タオル等
- 《注意》中学生以下の方は、必ず保護者の方と一緒に参加してください。

◆問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習課  
☎6566 有線5370